当該設備は、当局の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、製造契約の当初受注者が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において当初受注者が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、機能改良にあたっては、当初受注者のみが保持する技術が必要である。

よって、本機能改良は、当該設備の受注者（以下「特定法人」）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人以外の者で４の応募要件を満たし、当該設備の機能改良の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2　業務概要

⑴　件名　九州地方整備局統合道路情報設備改造

⑵　対象設備　統合道路情報設備

⑶　業務内容　統合道路情報設備機能改良　一式

⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成29年３月31日

3　業務目的

現場道路情報設備の機能改良や追加に伴い既設統合道路情報処理サーバの改造を行うものである。

4　応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

③　九州地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

④　参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

１）手続開始の決定をうけていること。

２）手続き開始の決定後、以下の㋐～㋒を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。

㋐　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

㋑　許可決定に伴い定款、役員等に変更が合った場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

㋒　上記㋑に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

⑦　競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑵　技術力に関する要件

①　特定法人が保持する著作者人格権等に接触せず履行が可能である旨を証明できること。

②　当該設備に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。

③　当該設備の改良完了後の保守体制を有すること。

⑶　実績に関する要件

平成18年度以降において、完成・引渡しが完了した下記同種業務の履行実績を有するもの。

同種業務：「道路交通情報設備又は河川情報処理設備」を納入又は改良した実績

5　手続等

⑴　担当部局

①　契約関係　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省　九州地方整備局　総務部契約課購買係

ＴＥＬ092―471―6331（代）（内線2539）

②　技術関係　〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省　九州地方整備局　企画部情報通信技術課電気・基準係

ＴＥＬ092―471―6331（代）（内線3381）

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成28年７月１日（金）から平成28年７月20日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時30分から17時00分まで。

交付場所等：⑴②に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成28年７月21日（木）18時00分

提出場所等：⑴①に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または電送（着信を確認すること）すること。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

5⑴①に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成28年９月５日（月）18時00分

⑷　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kohirata Kouji, Director-General of Kyushu Regional Development Bureau

⑵　Subject matter of service : system improvement in VICS equipment 1 set

⑶　Time-limit to express interests : 6 : 00 P.M 21 July 2016

⑷　Contact point for the notice : Ryosuke Fukuhara Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataekihigashi, Hakata-Ku, Fukuoka-Shi, Fukuoka-Ken, 812―0013 Japan. TEL 092―471―6331 ex. 2539

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第４０１１９号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

申立人　国

本籍北海道紋別郡興部町字興部722番地８、最後の住所北海道江別市文京台55番地の６サンテラス文京台壱番館203号室、死亡の場所北海道江別市、死亡年月日平成26年８月30日、出生の場所北海道紋別市、出生年月日昭和41年８月27日、職業無職

被相続人　亡　小出　浩之

事務所札幌市中央区北１条西10丁目札幌弁護士会館６階坂口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　門馬　明子

札幌家庭裁判所

平成２８年（家）第１７３号

神奈川県厚木市林３丁目15番28号

申立人　葉山　文子

本籍岩手県上閉伊郡大槌町本町68番地１、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町本町８番24号、死亡の場所岩手県上閉伊郡大槌町、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所群馬県新田郡太田町、出生年月日昭和17年８月26日、職業衣料品販売業

被相続人　亡　髙城　宏子

事務所岩手県遠野市東穀町８番13号　遠野ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大沼　宗範

盛岡家庭裁判所遠野支部